

初島地区海底送配水管布設替事業

実施方針

熱海市公営企業部 水道温泉課

1. 本事業の概要

1.1. 事業内容に関する事項

1.1.1. 事業名称

初島地区海底送配水管布設替事業

1.1.2. 事業箇所

熱海市網代字朝日山地先～熱海市初島字家越山地先

1.1.3. 事業の目的

本事業は、老朽化した初島地区海底送配水管の更新を実施するものである。

1.1.4. 対象施設

本事業の対象施設を表1に示す。

表1 初島地区海底送配水管布設替事業 整備対象施設

No	名称	概要
1	管路施設	網代地区と初島地区を結ぶ管路を布設する。
2	防護施設	管路施設の損耗を防ぐために設置する。
3	標識施設	海底送配水管の布設を周知するために網代および初島の海岸に海運上必要な標識を設置する。
4	接続施設	海底送配水管と陸上部送配水管を接続する施工分界点を明示する施設を設置する。
5	消波施設※	網代側陸揚箇所の管路および防護工の波浪による損傷リスクを軽減するために、設計図面により指示された消波ブロックを設置する。

※消波施設は、発注者が図面および仕様書等で指定する構造物

1.1.5. 施工箇所

本事業の施工箇所は、「4. 対象施設の位置、立地および規模に関する事項」に示す。

1.1.6. 事業方式

本事業は、初島地区海底送配水管の布設替えについて、設計・施工を一括発注する DB 方式とする。

1.1.7. 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

項目	予定
設計建設工事請負契約の締結	令和5年3月
設計・管製作および工事期間	令和5年4月～令和7年3月14日以内 ※陸上部配管接続および通水試験を含む
引き渡し	令和7年3月14日以内

1.1.8. 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、以下のとおりとする。

(ア)	設計および建設請負契約の締結	令和5年3月
(イ)	設計・管製作	令和5年4月～令和6年3月15日以内
	工事期間	令和6年4月～令和7年3月14日以内

1.1.9. 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程およびガイドライン等を含む）を遵守するものとする。詳細については、要求水準書で示す。

2. 事業者の募集および選定に関する事項

2.1. 事業者選定に関する事項

2.1.1. 事業者に求める役割

事業者は、以下の事項を満足する必要がある。

- ①効率的かつ安全な初島地区海底送配水管の設計および工事
- ②法定耐用年数期間の安定的な水の供給

このため事業者には、海底送配水管の設計および布設への深い理解と十分なノウハウや、期待される役割を果たす上で必要とされる能力を有していることを求める。

2.1.2. 事業者の選定方法

事業者の募集および選定は、競争性および透明性の確保を目的として公募型プロポーザル方式随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により実施する。なお、事業者の選定の手続きは、「熱海市プロポーザル方式の手続きに関する要綱 平成17年12月6日告示第92号」（以下「熱海市プロポーザル要綱」という。）および以下のとおり実施することを予定している。詳細は、公告において明らかにする。

①プロポーザル参加資格審査

プロポーザル参加について、熱海市（以下「本市」という。）の参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの審査を行う。

②提案書提出要請

上記①においてプロポーザル参加資格を有すると確認された応募者に対し、提案書提出の要請をもって候補者適正通知とする。

③提案内容の審査

候補者からの提案書を受付け、技術面について評価を実施する。また、本事業を実施した際の見積金額について提示を受け、技術評価点と価格評価点を合計し、総合評価点を算定する。総合評価点が最も高い者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する。

なお、提案内容の審査は、提案書のほか、プレゼンテーションおよびヒアリングを通じて行う。

2.1.3. 選定委員会の設置

熱海市プロポーザル要綱に基づき、「初島地区海底送配水管布設替事業 事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、候補者の提案書の評価を行い、最優秀提案者を選定する。本市は、委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。

2.2. プロポーザル参加に関する事項

2.2.1. 応募者の構成

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ①応募者は、単独の企業とする。
- ②応募者は、海底送配水管布設の設計業務および海底送配水管布設工事、並びに消波工工事を行う。

2.2.2. プロポーザル参加資格要件

1) 共通の資格要件

- (1) 「熱海市建設工事等競争入札参加資格審査申請要領」に基づき入札参加審査に係る必要な書類を提出し受理された者で、且つ「熱海市工事請負等および物品調達等の参加資格に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 次の法律の規定による申立または通告がなされていない者であること。
 - ①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条および改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (3) 消費税および地方消費税に未納の税額がある者は応募者になることができない。
- (4) 熱海市に未納の税額がある者は応募者になることができない。
- (5) 本事業のサポート業務等に関わっている法人またはその関連会社は、応募者になることはできない。

2) 各業務の実施企業の資格要件

応募者は、本施設の設計および工事の各業務を行うものとして、以下の各項の要件を全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

- ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事および水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- ②令和 4 年度の熱海市建設工事等競争参加資格（土木工事業、とび・土工工事業および水道施設工事業）登録済みの業者であること。
- ③「監理技術者資格者証（土木工事業または水道施設工事業）」および「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に配置すること。なお、監理技術者は、本事業に係るプロポーザル参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から応募者と直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに選任で配置することは可能とする。なお、本工事期間中に監理技術者を変更した際には、書面をもって本市に通知しなければならない。
- ④本事業の施工において、上記③に掲げる者のほか、専門工事にあたっては、建設業法第 26 条の 2 に規定する専門技術者および現場代理人等必要な人員を配置すること。
- ⑤上記③および④に掲げる配置技術者について、単独企業で兼ねる場合は、全ての工種で配置技術者を兼ねることができる。
- ⑥施工実績は、国内の水道事業体が発注する工事案件で、過去 20 年間で延長 1.0km 以上の海底送水管あるいは海底配水管の完成実績を有すること。なお、元請契約、下請契約は問わない。

2.2.3. プロポーザル参加資格確認基準日

- ①プロポーザル参加確認基準日は、プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

②プロポーザル参加資格確認基準日の翌日から提案書類の提出までの間、応募者が 2.2.2 に示すプロポーザル参加資格要件を欠くに至った場合、当該応募者はプロポーザルに参加することができない。

③提案書類の提出の翌日から優先交渉権者決定日までの間、候補者が 2.2.2 に示すプロポーザル参加資格要件を欠くに至った場合、本市は当該候補者を優先交渉権者決定の審査対象から除外する。

2.3. 事業者選定のスケジュール

2.3.1. 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

表 2 事業者選定スケジュール

名称	概要
実施方針の公表	令和 4 年 9 月 6 日
実施方針に関する説明会および現地見学会の実施	令和 4 年 9 月 14 日～9 月 22 日
実施方針に関する質問等の受付	令和 4 年 9 月 26 日～10 月 7 日
実施方針に関する質問等への回答公表	令和 4 年 10 月 14 日
要求水準・事業者選定基準・提出書類作成要領等の公表	令和 4 年 10 月 14 日
募集要項の公表	令和 4 年 10 月 28 日
要求水準・事業者選定基準に関する質問等の受付	令和 4 年 10 月 17 日～10 月 25 日
募集要項に関する質問等の受付	令和 4 年 10 月 31 日～11 月 7 日
要求水準・事業者選定基準に関する質問等への回答公表	令和 4 年 11 月 9 日
募集要項に関する質問等への回答公表	令和 4 年 11 月 14 日
参加表明書等の受付	令和 4 年 11 月 16 日～22 日
提出要請書の送付（参加資格の通知）	令和 4 年 12 月 2 日
提案書類の受付	令和 4 年 12 月 9 日～令和 5 年 1 月 20 日
プレゼンテーションの実施および参加者へのヒアリング	令和 5 年 2 月下旬
優先交渉権者の決定および公表	令和 5 年 3 月上旬
事業契約の締結	令和 5 年 3 月下旬頃

2.3.2. 実施方針に関する説明会等

本事業に参加しようとする事業者等への本事業に関する理解向上のため、公告等に関する説明会を実施し、本事業に係る情報を提供するとともに、本市の考え方を提示する。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、現地見学会と併せて実施する。

説明会および見学会に参加する場合は、以下の③に示す事前登録を行うこと。

(1) 説明会

①開催日時

令和 4 年 9 月 14 日～9 月 22 日

(詳細な日時は申込者へ個別に通知する。)

②開催場所

熱海市役所 第2庁舎 1階会議室

③事前登録

説明会に参加を希望する者は、申込書に必要事項を記入の上、「5.7. 本事業に関する問合せ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。事前登録期間は令和4年9月7日(水)～9月13日(火)17時までとする。なお、参加者は1社当たり5名までとする。

④注意事項

説明会では公告等の資料は配布しない。また、本説明会では質疑応答の機会は設けない。

(2) 現地見学会

①開催日時

令和4年9月14日～9月22日

(詳細な日時は申込者へ個別に通知する。)

②開催場所

網代陸揚げ箇所：網代漁業株式会社網干し場（熱海市網代字朝日山）

初島陸揚げ箇所：初島第二漁港（熱海市初島字家越山）

なお、初島往復の移動経費は、参加者が負担する。

③申込方法

参加者は、公告等に関する説明会申し込みと同時に現地見学会の申し込みを行うこと。なお、参加者は1社あたり5名までとする。

④注意事項

本市職員による現地案内は行うが、本見学会では質疑応答の機会は設けない。

参加者は、自前の名札またはIDストラップ等を着用すること。本見学会では、現場状況を把握するための写真撮影は許可するが、部外者あるいはその他個人情報と解る写真の撮影は禁ずる。

また、現場の構造物等の測量、計測も原則禁ずる。

(3) 実施方針に関する質問等の受付および回答公表

実施方針に関する質問等を以下の要領により受付ける。

①受付期間

令和4年9月26日～10月7日

②提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft 社製 Office Excel またはそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。あて名及びメールアドレスは、「5.7. 本事業に関する問合せ先」のとおりである。

③回答公表

実施方針に関する質問等に対する回答は、本事業に係る本市のホームページを通じて令和4年10月14日に行うものとする。

また、提出された質問等は、原則公表とするが、応募者の技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

2.3.3. 要求水準・事業者選定基準・提出書類作成要領等の公表等

要求水準・事業者選定基準・提出書類作成要領等の公表等は次のとおり行う。

(1) 要求水準等の公表

①公表日時

令和4年10月14日

②公表方法

本市ホームページに掲載する。

(2) 要求水準等に関する質問等の受付および回答公表

①受付期間

令和4年10月17日～10月25日

②提出方法

「実施方針」の場合と同様とする。

③回答公表

要求水準等に関する質問等に対する回答は、本事業に係る本市のホームページを通じて令和4年11月9日に行うものとする。

また、提出された質問等は、原則公表とするが、応募者の技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

2.3.4. 募集要項の公表等

募集要項の公表等は次のとおり行う。

(1) 募集要項の公表

①公表日時

令和4年10月28日

②公表方法

本市ホームページに掲載する。

(2) 募集要項に関する質問等の受付および回答公表

①受付期間

令和4年10月31日～11月7日

②提出方法

「実施方針」の場合と同様とする。

③回答公表

募集要項に関する質問等に対する回答は、本事業に係る本市のホームページを通じて令和4年11月14日に行うものとする。

また、提出された質問等は、原則公表とするが、応募者の技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 事業契約に関する基本的な考え方

3.1.1. 事業契約の締結

本市は、「初島地区海底送配水管布設替事業」を「熱海市業務委託契約約款」および「熱海市建設工事請負契約約款」に基づき、本事業にかかる設計・建設工事請負契約を締結する。

なお、優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの間、優先交渉権者がプロポーザル参加資格要件を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない。

3.2. 本市による事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者の事業実施状況の確認を行う。

3.2.1. モニタリングの内容

本市は、事業者が行う設計・建設工事等が本市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

モニタリングは一般の請負工事と同様に、事業者が作成し本市が受理した施工計画書に記載された内容とタイミングで実施し、施工後の確認が困難な工程は施工時に立会いのもとで行う。

事業者が実施する設計業務および建設工事の水準が、本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は工事等の内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

3.2.2. モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

なお、施工時に立会い実施するモニタリング（検査）費用は事業者が負担する。

3.3. 事業に対する対価の支払い

本市は、事業契約に従い、請負工事等に対し、その対価を支払う。対価に係る考え方は公告等において明らかにする。

4. 対象施設の位置、立地および規模に関する事項

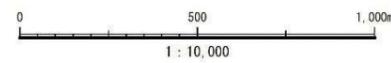
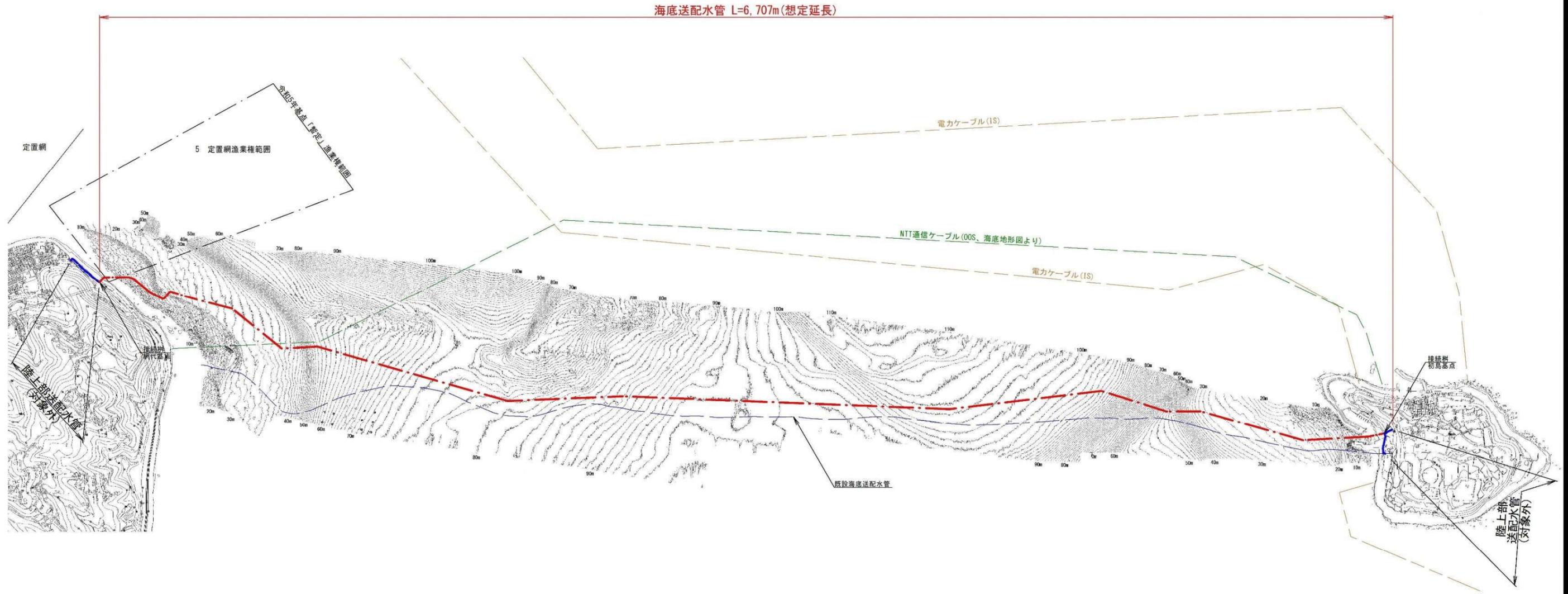
4.1. 施設の位置

4.1.1. 海底ルート

「令和 2 年度初島海底配水管布設替工事基本設計業務委託」の調査結果に基づく推奨ルートを次頁図 4.1 に示す。

図4.1 計画ルート図

S=1/10,000 (A1)
S=1/20,000 (A3)



事業名	初島地区海底送配水管布設事業		
事業箇所	熱海市網代字朝日山地先～初島字家越山地先		
図面名	計画ルート図		
作製	令和4年3月	縮尺	S=1/10,000(A1) S=1/20,000(A3)
照査	設計	製図	
熱海市 公営企業部 水道温泉課			

4.1.2 陸揚げ箇所

(1) 網代側

熱海市網代字朝日山地先

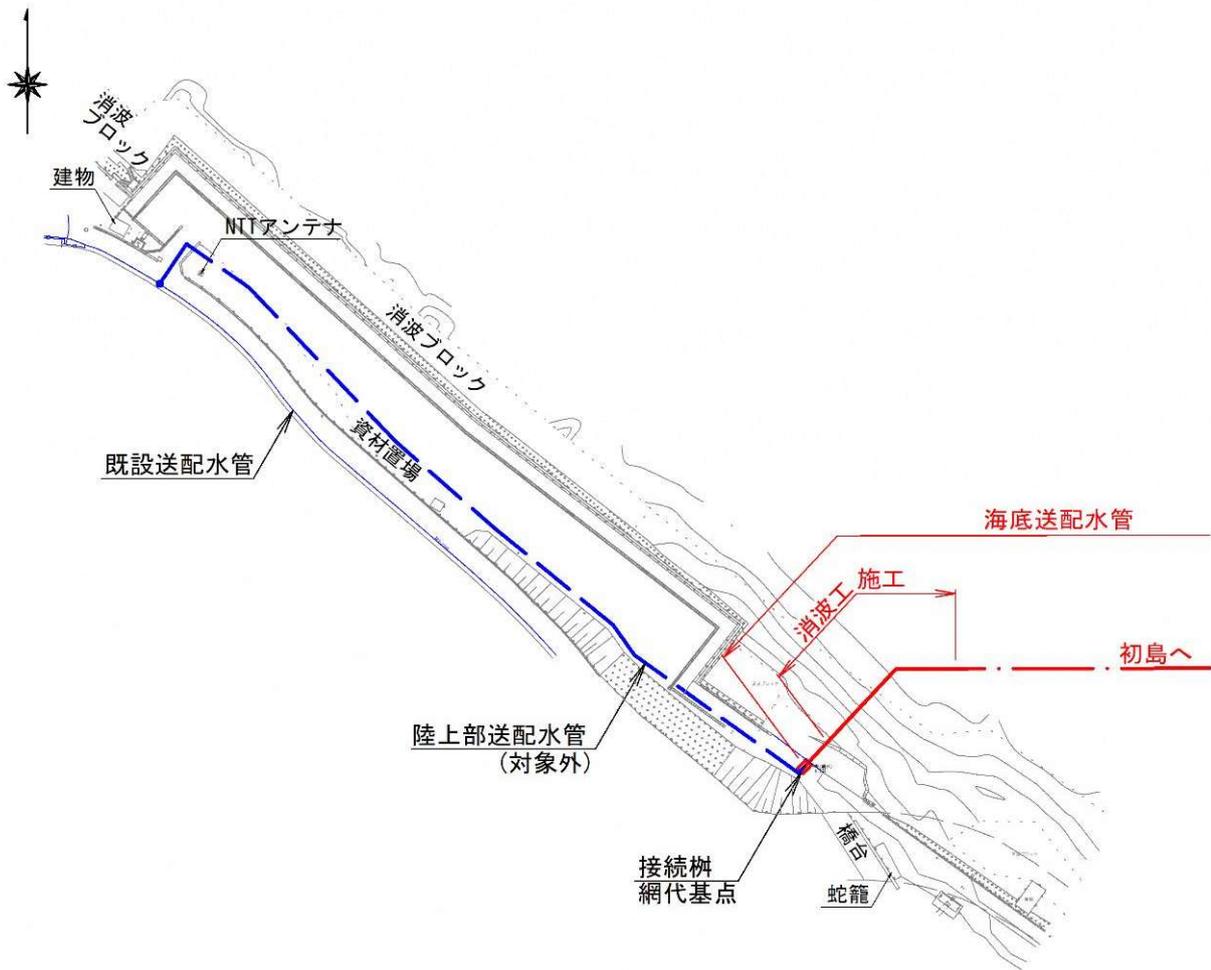


図 4.2 網代陸揚げ地点平面図 (NOSCALE)

(2) 初島側

熱海市初島字家越山地先

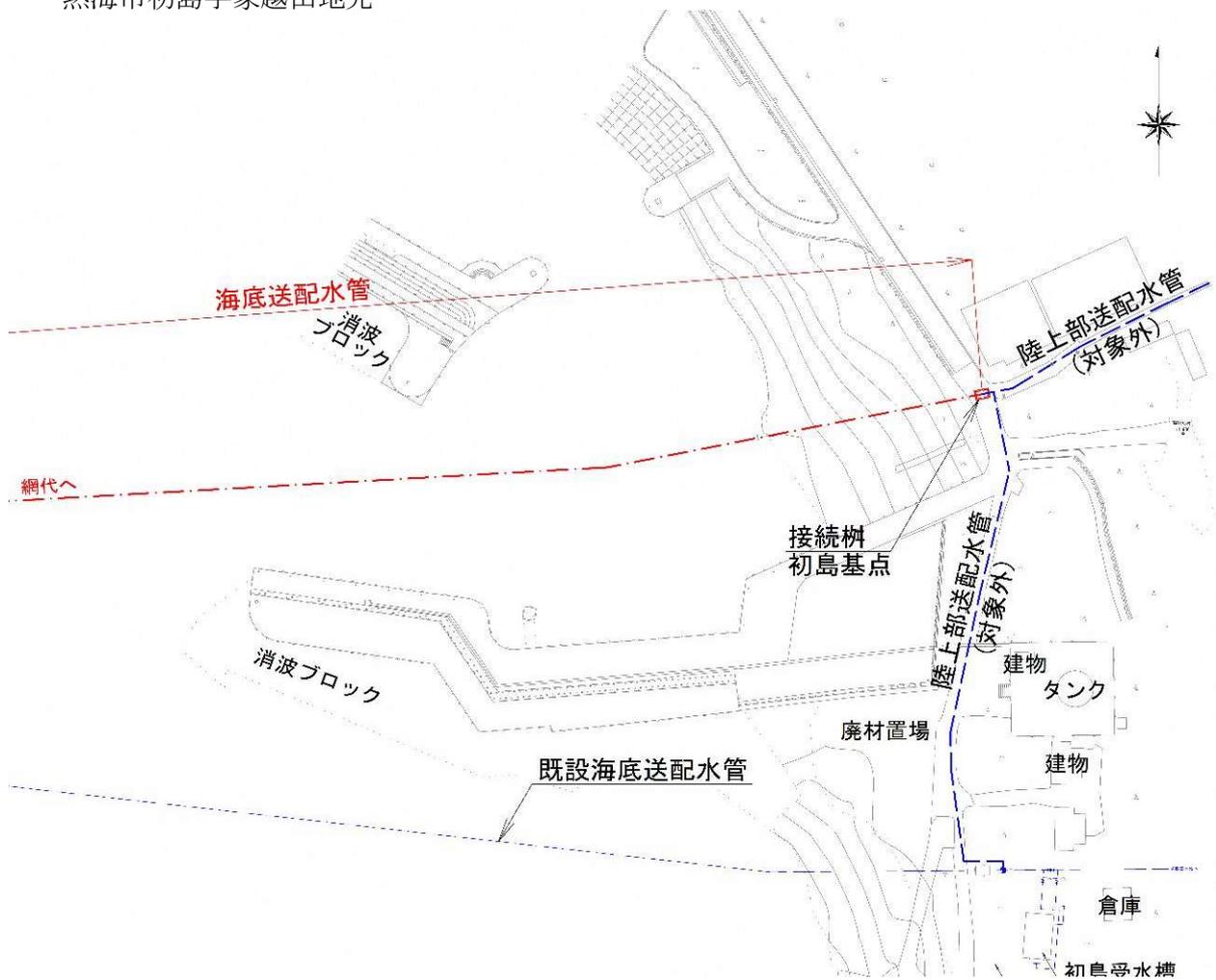


図 4.3 初島陸揚げ地点平面図 (NOSCALE)

4.2. 計画箇所の指定および規制等

4.2.1. 網代側

- (1)共同漁業権
- (2)定置漁業権
- (3)海岸保全区域
- (4)漁港区域
- (5)港則法
- (6)漁港漁場整備法

4.2.2. 初島側

- (1)共同漁業権
- (2)海岸保全区域
- (3)漁港区域

4.2.3. 海洋部

- (1)公共用財産

4.3. 施設の規模等

新たな初島地区海底送配水管の規模は、以下のとおりである。詳細は要求水準書等において示す。

4.3.1. 対象水量および想定口径

初島地区海底送配水管が初島地区に送配水する計画水量は次のとおりである。

- ・計画送配水量：1,070m³/日
- ・想定口径：φ150mm

4.3.2. 送配水方法

初島地区は、宮川配水系に属し、宮川配水池からの自然流下により網代地区の配水管の末端から供給を受けており、将来においても同様の方法で、前記対象水量を送配水する。

4.4. 土地の使用に関する事項

網代側および初島側の送配水管陸揚げ地点における土地の使用および網代側陸揚げ地点で実施する消波工工事のための製作・仮置きヤードは、既に地権者の使用許可が下りており、隣接の網干し場を使用することが出来る。なお、これに伴う賃借料（役務費）は募集要項に示す。但し、施工期間および施工中における地権者からの要望についてはその都度、事業者が調整する。

また、施工のための重機、資機材の置き場、現場事務所用地の確保は事業者が行う。

4.5. 施設の整備要件等

初島地区海底送配水管の施設および構造に係る要件等の詳細については、要求水準書等において示すものとする。

5. その他事業の実施に関し必要な事項

5.1. 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、本事業に係る本市のホームページを通じて行うものとする。

5.2. プロポーザル公募の中止等

談合行為の疑い、不正または不誠意な行為等によりプロポーザルによる審査を公正に執行できないと認められる場合、または競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザル公募の執行延期、公告の公表またはプロポーザル公募の中止等の対処を図る場合がある。

5.3. 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集および優先交渉権者の選定の過程において、応募者がいない場合には、プロポーザル公募を中止することとし、その旨を速やかに公表する。

5.4. 応募に当たっての費用の負担

応募に当たっての費用は、すべて応募者の負担とする。

5.5. 提出書類の取扱い

5.5.1. 著作権

候補者から提出された提案書の著作権は、候補者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表およびその他必要と認める時には、優先交渉権者の承諾がある場合のみ提案書の一部または全部を無償で使用することができるものとする。

また、本市は、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲で優先交渉権者以外の候補者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

5.5.2. 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しないものとする。

5.5.3. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法または維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った候補者が負うものとする。

5.6. 環境への配慮

事業提案に当たっては、第二次熱海市環境基本計画を理解し、環境負荷の軽減に配慮する。

5.7. 本事業に関する問合せ先

熱海市公営企業部 水道温泉課 経営企画室

所在地：〒413-8550 熱海市中央町1番1号

TEL：0557-86-6483

FAX : 0557-86-6490

電子メール : koeikigy@city.atami.shizuoka.jp